

国民健康保険税の軽減について

所得が一定以下の世帯に対する軽減制度

■適用されるのは？

世帯主及び被保険者（令和3年4月1日時点で16歳未満のかたを除く。）全員が前年中の所得について申告（所得税の確定申告または市民税・県民税の申告）をした世帯に限ります。前年中の所得が全くなかったかたや障害年金などの非課税所得のみのかた、税制度上の家族の扶養に入っているかたも、軽減を受けるには市民税・県民税の申告が必要です。

非自発的失業者に対する軽減措置

事業所の倒産や事業主の都合による解雇などにより離職した65歳未満のかたは申告により軽減されます。

■対象者は？

- ①雇用保険の受給資格のあるかた
- ②雇用保険受給資格者証の離職理由のコードが次のいずれかに該当するかた

	雇用保険受給資格者証の 離職理由コード
雇用保険の特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
雇用保険の特定理由離職者	23・33・34

■軽減割合は？

国民健康保険税の所得割額は、前年中の所得により算定されますが、軽減に該当したかたは、前年中の給与所得を100分の30として算定します。

世帯の所得の合計額	均等割額の軽減割合
43万円＋10万円× （給与所得者等の数－1）以下	7割
43万円＋（28万5千円×被保険者及び 特定同一世帯所属者数）＋10万円× （給与所得者等の数－1）以下	5割
43万円＋（52万円×被保険者及び特定 同一世帯所属者数）＋10万円× （給与所得者等の数－1）以下	2割

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行し、継続して同一の世帯に属するかた
※給与所得者等とは、一定の給与所得（給与収入55万円超）及び一定の公的年金等（公的年金等収入60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））の支給を受けるかた

軽減後の均等割額

区分	基礎課税分 （医療分）	後期高齢者 医療支援金分	介護納付金分
軽減がない場合	23,700円	14,100円	14,700円
7割軽減後の額	7,110円	4,230円	4,410円
5割軽減後の額	11,850円	7,050円	7,350円
2割軽減後の額	18,960円	11,280円	11,760円

■軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間（ほかの健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了）です。

■軽減を受けるには？

雇用保険受給資格者証及び国民健康保険被保険者証をお持ちのうえ、「特例対象被保険者等に係る申告書」を保険年金課へ提出してください（申告書は市役所にあります。）。

問合せ 保険年金課国民健康保険担当 内線 142～144

年金相談は

来訪相談（予約相談）や「ねんきんダイヤル」をご利用ください

年金事務所への来訪相談

予約方法

相談希望日1か月前から前日までに「予約受付専用電話」で予約してください。
※予約の際には年金手帳や年金証書をご用意ください。

実施日

月曜日～金曜日及び第2土曜日
※実施時間帯は曜日で異なります。

予約受付専用ナビダイヤル

☎0570 (05) 4890

※050で始まる電話でかける場合は

☎03 (6631) 7521

受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日・年末年始を除く。）

年金の一般的なお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」（ナビダイヤル）

☎0570 (05) 1165

※050で始まる電話でかける場合は

☎03 (6700) 1165

受付時間

月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで

※第2土曜日を除く祝日、年末年始は利用できません。

問合せ 日本年金機構春日部年金事務所

☎048 (737) 7112（代表）

